

第4回 砂防事業の評価手法に関する研究会 議事概要

1. 日 時 : 令和2年12月1日(火) 13:30~15:30
2. 場 所 : WEB 会議(中央合同庁舎第3号館 6階 B会議室)
3. 出席者 : 大野委員、小山内委員、高木委員、中嶋委員、西井委員、長谷川委員
4. 議 事 : 以下のとおり

《主な意見》

【砂防関係事業における費用便益分析マニュアル(案)の改定について】

- ・急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)の改訂案において、事務局案では、交通途絶被害と観光被害の間接被害抑止効果について、がけ崩れは他の土砂移動現象に比べ規模が小さく、また、災害の影響期間が短いと考えられることから、便益を計上しないこととしていた。便益としては僅かであったとしても交通途絶被害と観光被害が生じることはあり得ること、また、リスク評価においてはマニュアル間の便益を計上する項目の整合を重視すべきであると考えられることから、交通途絶被害と観光被害についても便益を計上する項目とすべきではないか。
- ・今後、施設の整備効果事例にあるような、実際に発生した土砂移動現象により、施設が無かった場合、実際にどの程度の被害が生じたのか事例収集、分析等することにより、被害額の算出精度向上や評価できていない埋没便益を明らかにする等の効果評価の高度化が図られるものと考えられる。
- ・全壊家屋と人的被害の関係式は直線回帰となっているが、今後、土砂移動現象の規模や被害実態等を踏まえ、式形等の改良が図られることが望ましい。
- ・地すべりの生起確率については、今後も、データを収集し実態把握を継続して行っていくことが望ましい。
- ・人身被害の逸失利益(ライブニッツ方式)の算定に用いる法定利率は、令和2年度の民法改正により3%に改定されていることを踏まえ反映する必要があると考えられる。これについては、全省的な内容であるので、国土交通省全体の費用便益分析の指針である「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」における取扱い等の動向を踏まえ、砂防関係事業における費用便益分析マニュアル(案)に適切に反映させるべきものと考えられる。

- ・各マニュアル(案)の改定案について、大きな修正点は無かったため、事務局より各委員への修正の確認を行い、最終案については座長一任でとりまとめることとする。

【砂防事業等の事業評価実施要領細目の改定について】

- ・砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目及び再評価実施要領細目については、事務局案で改定することとしてよい。

【砂防関係事業の評価手法に関する今後の代表的な課題について】

- ・現在用いられている、経年的な全壊家屋と人的被害の関係式の整理に見られるように、避難等のソフト施策が効果を発揮すれば、関係式の傾きが小さくなることで、ソフト施策の効果を間接的ではあるが、評価できていると考えられる。一方で、長期的な課題ではあるが、ソフト施策の効果のみを評価できる手法の検討も重要な課題の一つである。

以上